

香芝市訓令甲第1号

各 部 課
各出先機関

香芝市職員の任用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市職員の任用に関する規程の一部を改正する訓令

香芝市職員の任用に関する規程（昭和59年訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用を行う職の採用候補者名簿の有効期間は、作成後3年とする。

第10条に次の1号を加える。

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用を行う職で任命され、当該名簿の有効期間内に任期满了により退職した場合

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の香芝市職員の任用に関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。